

横須賀市立学校教職員旧姓使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用)

第2条 教職員は、教職員課長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。

(旧姓使用の範囲等)

第3条 旧姓を使用することのできる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 座席表
- (2) 事務分担表
- (3) 起案文書における起案者氏名及び押印（決裁責任者の押印を除く。）
- (4) 指導要録及び調査書における氏名及び押印（校長を除く。）
- (5) 研究論文等の記名
- (6) 所属作成の教職員名簿
- (7) 事業実施上作成される担当教職員名簿
- (8) 復命書、事務引継書、その他専ら教職員間で使用している文書、軽易な文書等で公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長において判断するもの
- (9) 記者発表資料
- (10) 出勤簿
- (11) 校務支援システムで使用する電子メールアドレス

2 旧姓の使用を届け出た教職員は、前項に規定する全ての文書等において旧姓を使用するものとする。

(旧姓使用届)

第4条 教職員は、第2条の規定による旧姓の使用をしようとするときは、履歴事項追加変更届の提出の際に、旧姓使用届（第1号様式）を所属長を経て教職員課長に提出しなければならない。

(中止届)

第5条 旧姓を使用している教職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用

中止届（第2号様式）を所属長を経て教職員課長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する旧姓使用中止届を提出した教職員は、再び旧姓の使用をすることはできない。

（旧姓使用者の責務）

第6条 旧姓を使用する教職員は、旧姓を使用するに当たり、公務遂行上支障を生じないように努めなければならない。

- 2 所属長は、所属教職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、教職員課長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、すでに旧姓の使用の事実がある場合には、この要綱に基づく届け出があったものとみなす。
- 3 前項に掲げる教職員を除くほか、この要綱の施行の目前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた教職員で、旧姓の使用をしようとする教職員は、この要綱の施行の日から平成12年5月30日までの間に、第4条の規定に基づく旧姓使用届（第1号様式）を所属長を経て教職員課長に提出することにより、旧姓の使用をすることができる。

（旧姓使用の中止）

- 4 第2項の規定による経過措置が適用される教職員のうち、この要綱に基づく旧姓使用を希望しない教職員にあっては、速やかに第5条の規定に基づく旧姓使用中止届（第2号様式）を所属長を経て教職員課長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は特別職の非常勤職員について準用する。

附 則

- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

旧 姓 使 用 届

年 月 日

教育総務部教職員課長 様

所 属 _____

職 種 _____

氏 名 _____ ㊟

（戸籍上の氏名）

職員番号 _____

横須賀市立学校教職員旧姓使用取扱要綱第4条の規定に基づき、次のとおり旧姓の使用を届けます。

1 使用する旧姓

2 戸籍上の氏を改めた日 年 月 日

3 改めた後の戸籍上の氏

4 旧姓を使用する範囲 横須賀市立学校教職員旧姓使用取扱要綱第3条第1項に規定する文書等

所 属 長 _____ ㊟

第2号様式（第5条関係）

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

教育総務部教職員課長 様

所 属 _____

職 種 _____

氏 名 _____ ㊟

(戸籍上の氏名)

職員番号 _____

次のとおり旧姓の使用を中止したいので、横須賀市立学校教職員旧姓使用取扱要綱第5条の規定に基づき、届け出ます。

1 使用を中止する旧姓

2 使用を中止する理由

所 属 長 _____ ㊟